

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課 No.002

処 分 名	清算金の分割徴収または分割交付の期限																																																												
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を徴収又は交付する場合において、分割して徴収又は交付することができます。																																																												
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程 (平成 17 年条例第 145 号) 第 26 条第 1 項																																																												
処 分 基 準	<p>◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 3 万円以上の場合、別表第 1、2 に定めるところにより分割徴収又は分割交付することができます。</p> <p>また、この分割徴収又は交付の期日は第 1 回目の徴収又は交付すべき期日の翌日から起算します。</p> <p>別表第 1（徴収する金額/分割徴収する期限/分割の回数）</p> <table border="0"> <tr> <td>3 万円以上～10 万円未満/</td> <td>6 ヶ月以内</td> <td>/</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>10 万円以上～15 万円未満/</td> <td>1 年以内</td> <td>/</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td>15 万円以上～20 万円未満/</td> <td>1 年6 ヶ月以内</td> <td>/</td> <td>4 回</td> </tr> <tr> <td>20 万円以上～25 万円未満/</td> <td>2 年以内</td> <td>/</td> <td>5 回</td> </tr> <tr> <td>25 万円以上～30 万円未満/</td> <td>2 年6 ヶ月以内</td> <td>/</td> <td>6 回</td> </tr> <tr> <td>30 万円以上～35 万円未満/</td> <td>3 年以内</td> <td>/</td> <td>7 回</td> </tr> <tr> <td>35 万円以上～40 万円未満/</td> <td>3 年6 ヶ月以内</td> <td>/</td> <td>8 回</td> </tr> <tr> <td>40 万円以上～45 万円未満/</td> <td>4 年以内</td> <td>/</td> <td>9 回</td> </tr> <tr> <td>45 万円以上～50 万円未満/</td> <td>4 年6 ヶ月以内</td> <td>/</td> <td>10 回</td> </tr> <tr> <td>50 万円以上</td> <td>5 年以内</td> <td>/</td> <td>11 回</td> </tr> </table> <p>別表第 2（交付する金額/分割徴収する期限/分割の回数）</p> <table border="0"> <tr> <td>3 万円以上～20 万円未満/</td> <td>1 年以内</td> <td>/</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>20 万円以上～30 万円未満/</td> <td>2 年以内</td> <td>/</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td>30 万円以上～40 万円未満/</td> <td>3 年以内</td> <td>/</td> <td>4 回</td> </tr> <tr> <td>40 万円以上～50 万円未満/</td> <td>4 年以内</td> <td>/</td> <td>5 回</td> </tr> <tr> <td>50 万円以上</td> <td>5 年以内</td> <td>/</td> <td>6 回</td> </tr> </table>	3 万円以上～10 万円未満/	6 ヶ月以内	/	2 回	10 万円以上～15 万円未満/	1 年以内	/	3 回	15 万円以上～20 万円未満/	1 年6 ヶ月以内	/	4 回	20 万円以上～25 万円未満/	2 年以内	/	5 回	25 万円以上～30 万円未満/	2 年6 ヶ月以内	/	6 回	30 万円以上～35 万円未満/	3 年以内	/	7 回	35 万円以上～40 万円未満/	3 年6 ヶ月以内	/	8 回	40 万円以上～45 万円未満/	4 年以内	/	9 回	45 万円以上～50 万円未満/	4 年6 ヶ月以内	/	10 回	50 万円以上	5 年以内	/	11 回	3 万円以上～20 万円未満/	1 年以内	/	2 回	20 万円以上～30 万円未満/	2 年以内	/	3 回	30 万円以上～40 万円未満/	3 年以内	/	4 回	40 万円以上～50 万円未満/	4 年以内	/	5 回	50 万円以上	5 年以内	/	6 回
3 万円以上～10 万円未満/	6 ヶ月以内	/	2 回																																																										
10 万円以上～15 万円未満/	1 年以内	/	3 回																																																										
15 万円以上～20 万円未満/	1 年6 ヶ月以内	/	4 回																																																										
20 万円以上～25 万円未満/	2 年以内	/	5 回																																																										
25 万円以上～30 万円未満/	2 年6 ヶ月以内	/	6 回																																																										
30 万円以上～35 万円未満/	3 年以内	/	7 回																																																										
35 万円以上～40 万円未満/	3 年6 ヶ月以内	/	8 回																																																										
40 万円以上～45 万円未満/	4 年以内	/	9 回																																																										
45 万円以上～50 万円未満/	4 年6 ヶ月以内	/	10 回																																																										
50 万円以上	5 年以内	/	11 回																																																										
3 万円以上～20 万円未満/	1 年以内	/	2 回																																																										
20 万円以上～30 万円未満/	2 年以内	/	3 回																																																										
30 万円以上～40 万円未満/	3 年以内	/	4 回																																																										
40 万円以上～50 万円未満/	4 年以内	/	5 回																																																										
50 万円以上	5 年以内	/	6 回																																																										
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）																																																												
備 考																																																													

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～2項に規定